

## 研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター特任教員に関する要項

(平成25年7月26日 研究機構汽水域研究センター長決裁)

(令和5年3月24日最終改正)

### (趣旨)

第1条 この要項は、契約職員就業規則(平成16年島大規則第34号)第5条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報本部エスチュアリー研究センター(以下「センター」という。)における特任教員に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項において、特任教員とは、センターの教育、研究及び研究プロジェクトを推進するとともに、センターの教育及び研究の活性化を図るため、教育及び研究計画に基づいて雇用する者で、教育研究業績に応じて採用する特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教をいう。

### (職務内容)

第3条 特任教員の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 エスチュアリーに関する調査及び研究に関すること。
- 二 センターが実施する共同研究及び受託研究に関すること。
- 三 センターが実施する国際共同研究に関すること。
- 四 学生に対する教育及び研究指導に関すること。
- 五 諸機関との学術交流及び情報交換に関すること。
- 六 その他センターが必要と認める職務に関すること。

### (選考方法)

第4条 特任教員の選考は、環境システム科学系において行う。

### (雇用期間)

第5条 特任教員の雇用期間は、採用の日から3年の範囲内で定める。

- 2 前項の雇用期間は、更新することができる。ただし、原則として通算して3年を超えて更新することはできない。

### (研究施設の使用等)

第6条 特任教員に係るセンター研究施設の使用等については、センターの常勤教員の取り扱いに準じる。

### (研究費の配分)

第7条 特任教員に係る教育・研究費の配分は、センターの予算等を勘案して措置する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、センター長が定めることができる。

附 則

この要項は、平成25年7月26日から実施する。

附 則（平成28年3月31日一部改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月31日一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和2年1月14日一部改正）

この要項は、令和2年1月14日から実施する。

附 則（令和4年1月5日一部改正）

この要項は、令和4年1月5日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日一部改正）

この要項は、令和5年4月1日から実施する。